

広島県告示第六百二十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十四条の二第四項において準用する生活保護法第五十条の二の規定によって、次の指定介護機関から居宅介護事業等を廃止した旨の届出があった。

平成三十年八月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

事業者の 名称	主たる事務 所の所在地	事業所の 名称	事業所 の所在地	廃止年月日
有限会社ひと やさ	三原市港町一丁目 四番二三号	サンライズヘ ルパーステ ーション	三原市港町一丁目 四番二三号	平成三〇年六 月三〇日
有限会社ひと やさ	三原市港町一丁目 四番二三号	居宅介護支援 事業所ふるさ と	三原市港町一丁目 四番二三号	平成三〇年六 月三〇日
医療法人微風 会	三次市山家町六〇 五番地二〇	ヘルパーステ ーション花の 里	三次市十日市東四 丁目三番一〇号	平成二七年一 月三一日